

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	放送事業者の業務管理体制の確保に係る規定の整備		
担当部局	総務省 情報流通行政局 放送政策課	電話番号: 03-5253-5381	e-mail: housei-seisaku@soumu.go.jp
評価実施時期	令和5年2月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>現在、放送法(昭和25年法律第132号)及び同法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)では、自然災害・停電等の外部要因による基幹放送の放送事故の発生を防止するため、技術基準を定め、これにより認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(以下「基幹放送事業者等」という。)に対し、その基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(以下単に「電気通信設備」という。)に係る耐雷対策、耐震対策、停電対策等の各種対策の実施を求めている(放送法施行規則第107条から第115条の2まで)。</p> <p>また、放送事故は、基幹放送事業者等の社員による設備の操作ミス等の人為的要因により生ずる場合や、外部要因による放送事故について適切な対応を怠ったために長期化・重大化させる場合があるところ、現行制度においては、基幹放送の業務の認定・認定更新又は基幹放送局の免許・再免許(以下「認定等」という。)(認定更新又は再免許は基本5年ごと)のタイミングで、人為的要因による放送事故の防止等のための業務管理体制の確保について確認するため、基幹放送事業者等の「技術的能力」を審査している(放送法第93条第1項第2号及び第3号並びに電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項第1号、第3号及び第4号イ)。</p> <p>しかしながら、人為的要因による放送事故が継続して発生し、基幹放送を取り巻く経営環境変化(放送設備のIP化・クラウド化・集約化等)のスピードが速まる中、現行の基本5年ごとの「技術的能力」の審査のみでは、基幹放送事業者等の業務管理体制の確認が十分とは言えない状況となっている。さらに、経営の効率化を進める中で、外部に電気通信設備の運用の一部を委託するケースの増加も想定される中、委託先における業務管理体制の不備や基幹放送事業者等による委託先に対する監督の不徹底、連絡体制の不備等に起因すると考えられる放送事故も少なからず見られる状況ともなっている。</p> <p>そこで今回は、現行制度を維持することにより、委託先を含めた電気通信設備の運用に係る業務管理体制の確保が不十分となり、人為的要因による放送事故が増加してしまう場合をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、自然災害・停電等の外部要因のほか、基幹放送事業者の設備の操作ミス、不適切な故障対応等の人為的要因による基幹放送の放送事故も多発している(過去3年間に於ける人為的要因による重大事故の発生件数は次のとおり。令和元年度:1件、令和2年度:3件、令和3年度:6件)。また、その中には、委託先における業務管理体制の不備や基幹放送事業者等の委託先に対する監督の不徹底、基幹放送事業者等と委託先との連絡体制の不備に起因すると考えられる事故も散見される。 ・ 現在、放送法及び電波法では、基幹放送事業者等に対し、電気通信設備の技術基準適合及び基幹放送の業務の維持に係る技術的能力(業務管理体制の確保)を求めているが、基幹放送事業者等を取り巻く経営環境の急速な変化(放送設備のIP化・クラウド化・集約化等)への対応や、年々厳しくなる経営状況の中での経営の効率化も見据え、放送事故を減少させるための体制を整備する必要がある。 <p>【規制の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基幹放送事業者等に対し、電気通信設備の運用について、委託先も含めた業務管理体制の維持義務を課す。 ② 基幹放送事業者等に対して報告義務を課している重大事故の対象に当該業務管理体制の不備に起因する事故を追加するとともに、基幹放送事業者等に対する業務改善命令及び報告徴求事項に当該業務管理体制に関する事項を追加する。 ③ ①に伴い、認定等の申請事項に、電気通信設備の運用に係る委託先の名称等を追加する。併せて、当該認定等や変更許可を受けることなく、当該委託先を変更した場合の罰則の規定を設ける。 		
規制の費用	(遵守費用)	放送事業者は、本改正に伴い業務管理体制に起因する放送事故等に際し立入検査への対応等が必要となるが、対応は事故発生時(年に数事業者程度)に限られる。また、基幹放送事業者の認定及び基幹放送局の免許の申請の際に、従前と比べると設備の運用の委託に係る事項を追記して申請書を提出することとなるが、単に実際に委託先の事業者名や連絡体制を記入させるに過ぎず、放送事業者に対して何らかの措置を講じることを新たに求めるものではない。従って、新たに遵守費用が発生することが想定されるものの僅かである。	
	(行政費用)	上記事故等について立入検査等の対応等が必要となるが、対応は事故発生時(年に数事業者程度)に限られる。また、上記申請について、免許審査に際し運用次第では追加費用が発生することも想定されるが、設備の技術基準適合性に関する要件審査を既に行っているため、当該免許審査の際に追加的に審査を行うに過ぎない。従って、新たに行政費用が発生することが想定されるものの僅かである。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	総務大臣が放送事業者による設備の運用の委託の実態(どのような設備が、誰に対して委託されているか)を恒常的に把握できるようになり、放送事業者が委託先における設備の運用に係る業務管理体制の確保について責任を負うことが法律上明らかになることで、人為的な要因による放送事故の発生抑制につながる。	
	(副次的・波及的な影響)	本規制に伴う副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。	
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、本規制によって追加の遵守費用や行政費用が発生するもののこれらは僅かであり、人為的な要因による放送事故の発生抑制につながるものであるため、放送事業者の便益を増大させることが想定される。また、放送事故の発生が抑制され放送の質の向上が期待されることから、視聴者の便益も増大させることが想定される。以上を勘案し、本規制緩和は妥当であると言える。		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 (本規制の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていない。)		

事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標（費用・効果等）】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「設備の運用の委託に係る事項」を記載した申請者数（毎年度）・ 人為的要因による放送事故の発生件数（毎年度）・ 委託先に起因する放送事故の発生件数（毎年度）
備考	